

介護職員等特定処遇改善加算の見える化要件について

2024年4月15日

介護職員の処遇改善につきましては、平成29年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまでに数次にわたる取り組みが行われて参りましたが、「新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）において「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。

この事を受けて、令和元年度の介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。

当該加算を算定するためには、下記の要件を満たしている必要があります。

【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・ 職場環境要件について「入職促進に向けた取組」「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」「両立支援・多様な働き方の推進」「腰痛を含む心身の健康管理」「生産性向上のための業務改善の取組」「やりがい・働きがいの醸成」の6区分について、それぞれ1つ以上の取組を行うこと
- ・ 賃上げ以外の処遇改善の取り組みの見える化を行っていること

○見える化要件とは

介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、上記の必要要件がありますが、その中で「見える化」に向けた取り組みについて、介護職員等特定処遇改善加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を想定しており、介護サービスの情報公開制度の対象となっていない場合、事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表することも可能であることが明確にされています。

○特定加算の算定状況

当法人は、介護職員等の処遇改善について賃金の処遇改善方法として、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）を算定。令和元年10月より、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を算定。

※ただし、令和3年度より介護老人保健施設甲府相川ケアセンター（長期入所・短期入所のみ）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）を算定。

○職場環境要件の提示について

見える化要件に基づき、特定加算の算定状況および賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記の通り公表いたします。

	職場環境要件	当法人の取り組み
入職促進に向けた取組	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化	介護サービス情報公表制度、法人ホームページの活用により、法人理念等を掲載している。 また、年度始めの職員全体会議で事業計画書などを用いて全職員に方針等を周知している。
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を習得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	資格取得支援として、受験料や研修等の費用負担を行うことにより、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えている。 各種研修の受講については、職員を選抜し、計画的に育成を行っている。
推進 両立支援・多様な働き方の	子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備	仕事と子育て・介護等の両立を促し、育児・介護休業や育児短時間勤務などシフト上の配慮を行っている。
	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備	非正規職員から正規職員への転換制度もあり、奨励している。
健康管理 腰痛を含む心身の	短時間労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施	年1回の職員健康診断（夜勤業務従事者は年2回）、ストレスチェックの実施。全館禁煙、職員休憩室の確保。

<p>の 生産性向上のため 業務改善の取組</p>	<p>5S 活動(業務管理の手法の一つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備</p>	<p>清掃計画を立て 5S 活動を実施している。また共有スペース等に掲示物を貼り、5S に対する意識付けを徹底している。</p>
<p>いの醸成 やりがい・働きが</p>	<p>ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善</p>	<p>毎朝の朝礼、勤務交代時にミーティングを開き情報共有を徹底している。また、フロア会議を定期開催している。</p>